第（６）回 八代市住民自治推進検討委員会会議録

開催日時	平成 18 年７月 21 日（金）13：30～15：00
開催場所	千丁公民館大集会場

■ 出席委員

委員長	荒木　昭次郎	委　員	黒田　武生		
副委員長	山本　正人	〃	山本　清人		
委　員	草部　史考	〃	山田　豊		
〃	寺岡　甚蔵	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ	小笠原　亨		
〃	岩田　美江子	〃	本田　勉		
〃	上村　宏子				

■ 欠席委員

委　員	松村　政利	委　員	吉田　昭造	ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ	永原　辰秋
〃	竹原　基信	〃	緒方　勢一	〃	稲田　新一

■ 出席職員

役　職	氏　名	役　職	氏　名
地域振興課長	米田　健二	東陽支所総務課振興係長	橋永　高徳
地域振興課副主幹	澤田　宗順	泉支所総務課振興係長	東坂　宰
地域振興課主任	村上　修一		
地域振興課主事	橋本　理恵		
坂本支所総務課振興係長	南　和治		
千丁支所総務課係長	上原　通		
鏡支所地域振興課係長	松岡　猛		

■ その他の出席

役　職	氏　名	役　職	氏　名

■ 協議事項

①中間報告（案）について

■ 議事録

（事務局）

皆さんこんにちは。本日は、足元が悪い中にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本日で第６回目の開催となりまして、本日の議論を以って中間報告を取りまとめることとしております。本日まで大変な議論をしていただきましたの

で、中間報告の最後の審議となりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。
　それから、本日は雨の関係もありまして、4 名の方が多々の事情もあり欠席となっています。そして、荒木委員長が雨の影響で電車が時刻どおりに動いていないということから若干遅れるという連絡があっていますので、着き次第参加していただくことにしております。それでは、早速始めさせていただきます。これからの進行は、副委員長の方で宜しくお願いいたします。
（副委員長）
　皆さんこんにちは。本当に雨の中に、畑・田んぼも水浸しの中、ご出席いただきありがとうございます。ただ今ありましたように委員長が遅れるということで、その間私の方で進行させていただきます。前回、私は太田郷校区の市政協力員の定例会でしたので欠席をさせていただきました。いよいよ第 6 回目の中間報告を取りまとめるということになっています。
　一番最後に挿入されました「推進に向けて」ということは、文言の重みを感じたわけです。また、文書全体を強調された修正になっていると感じたところです。それでは、中身に入っていきたいと思います。座らせてやっていきたいと思います。
　それでは、早速議題に入っていきたいと思います。
　前回までは、中間報告（素案）という形になっていましたが、これまでのご意見を元に事務局で（素案）から（案）として取りまとめているようです。
　前回議論した「行政の支援策について」も盛り込んであるようです。また、提言書の校正についても変更があっているようですので、併せて、事務局から説明をお願いします。
（事務局）
・ 中間報告（案）について
・ 中間報告（案）の追加修正について

（委員長）
　遅れて参りまして大変申し訳ありませんでした。豊肥線が動かなくて何ともしがたい状態でした。50 分遅れて電車が動き始めました。その間、副委員長に舵取りをしていただきまして、中間報告の（案）について事務局から説明をいただきました。
　既に第 5 回までの議論をまとめたもの、それから前回の議論をふまえて修正すべき点、追加すべき点の手直しがなされ、今、その説明が終わったところでございます。
　説明の内容につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。どんな点でもよろしいです。ここの部分は、直した方がよろしいのではないか、あるいはこの辺

は、もう少し判りやすい言葉にした方がよい、というようなことがございましたらご遠慮なくご意見をお出しいただきたいと思います。どうぞ。
（委　員）
15 ページのところで、断定的に「必要です。」ということが２，３出てきているのです。これの文言が「必要であります。」と、他の文言にはそうなっているのですが、「必要です。」というのは強すぎるのではないでしょうかね。
（委員長）
「必要です。」という表現ですね。そうしますと、「必要であると思われる。」とかですね。
（委　員）
後で「必要であります。」と出てきますので、合わせた方がよいと思うのですが。
（委員長）
全体のトーンとして、（３）の場合には、最初の文章では、「必要があります。」、次の段落には「十分に考えられます。」、それから、（４）の文章のところでは、「必要があります。」、それから次の文章では、「～することを望みます。」こういう表現になっているので、それにトーンを合わせたらどうかというようなことでございますが。事務局の方では、いかがでしょうか。
（事務局）
この部分につきましては、「まちづくり実現のための行政支援策」ということで、いわゆる住民側から行政に対して提言する内容ということで、第１章、第２章は理念や現状・課題の提案ということで、「～になっています。」というふうに表しています。それで、第３、第４章の文章につきましては、住民から行政に求めるという形で、トーンをちょっと強くしているということで、この項目につきましては、特に第４章につきましては、「必要です。」と、いうことで言い切った形であえて使っているということです。同じ項目の中で、16 ページ（３）の 1 行目はですね、文章上、「その仕組みや方法を明確にしていく必要がります。」ということで、どちらかといえば要望的な内容でありますが、他の部分につきましては、必要であるということを言い切っているという表現にさせていただいています。
（委員長）
ご了解いただけますでしょうか。英語の文章で表現すると判り易いのですが、「shall」と「will」の助動詞の使い方で、自己意識をはっきりする場合と、「～すべきである。」という形で「shall」を使う場合で、英語では使い分けができるのですが、日本語ではあまり代わりばえがないような表現になってしまう、ニュアンス的には「自分たちで～していくべきである。」という形で明確に強めに意

思表現をする場合の表現と、一般的に「明確にしていく必要があります。」とか、「そういう必要がありましょう。」というような若干やわらかい表現といいましょうか、そういう意味合いの違いを持たせたということが事務局の説明であったということです。

（委　員）

非常に断定的になっているような感じを受けますが・・・。

（委員長）

情報の共有化は、断定的であってよろしいと思います。今まで無かったから、できるだけ両方が共有して、市民と行政が一緒に情報を持っていろいろ考えて事案を進めていくという、そういう意気込みといいましょうか、それを前面に出すという意味合いがここに入っているというふうに私は理解したのですが。

（委　員）

判りました。

（委員長）

他、何かないでしょうか。何でもよろしいです。

（委　員）

16 ページの「（３）住民と行政による協働に関する条例制定について」これは、自治基本条例の制定のことでしょうか。

（事務局）

これにつきましては、先進地でもいろんな自治に関する条例がありますので、そういったものを前提にしまして書いているということです。

（委員長）

少し読み取れなかったのですが。皆さんお判りになりましたでしょうか。先進事例をどういうふうに。

（事務局）

先進地では「住民自治基本条例」を設置されているところもありますので、八代市でも今後考えていかなければならないということです。

（委　員）

判りました。八代市も県南のリーダーが取れるような条例制定を望んでおります。

（委員長）

「パートナーシップの基本を定める条例の制定に取り組まれる」ということ、それから、その下の「相互補完を通じて、市議会も住民の補完を通じて条例制定に取り組んでいくという場合」と、同じ意味合いではないですね。そうしますと先進事例との意味合いということは、自治基本条例の制定を考えているのか、或いは協働によるまちづくりの条例制定を考えているのか、その点が私にはどっち

がどうなのかということがはっきり見えないものですから、どうかと思いました。

（事務局）

ただ今、説明した件については、他市の方で例えは「市民参加条例」であるとか、「自治基本条例」「パートナーシップ条例」等、いろいろございますので、八代市に望まれる条例制定、一体どのような条例がよろしいのか、これを含めて先ず、検討する必要があるだろうということでございます。ですので、今ここで「自治基本条例」を制定するということではなくて、先進地を勉強しながら、また八代市の現状を踏まえながら、どういった条例が望ましいのかを検討して条例制定に臨んでいくということで考えています。

（委員長）

というような説明でよろしいでしょうか。

簡単なようで難しいですが、実は熊本市の自治基本条例は、なかなか成立までに至らず、の状態にあります。市民が発案した内容が殆どですから、市民が補完して作り上げた素案内容を議会が否決するということは難しい、だから否決はせず、継続審議という形になっているようです。１年ぐらい引き伸ばして今日まで来ているようです。県内では荒尾市の「協働のまちづくり要綱」をはじめ、それから菊池市の「自治基本条例」いわゆる「協働のまちづくり条例」といったもの、熊本市が「自治基本条例」という形のもの、それから今は氷川町になった昔の宮原町では「まちづくり基本条例」という形のものがあるわけです。それから取り組み過程のものと、実際制定されているものとがあり、八代市の場合に、どういう先進事例を研究して、どのような条例がいいかを考えて行くということですが、もうそのレベルは超えていると思われます。皆さんはいかがでしょうか。すでに先進事例の研究はかなりなされてきている、したがってこれからは、その情報を、それこそ市民と共有し合って、「八代市はこのようにやっていくのだ」、「こういう形の条例を頭に描いて、つくり上げて進めて行きますよ。」ということからスタートすべきであると思いました。最初から先進事例を研究して「どういう姿の条例が良いのか、どっちがよい、こっちがよい」ということは、通り過ぎているのではないかという意味合いで私は申し上げたところでございます。ですから、それを超えて、もう一歩前進した形で、「こういうパターンで取り組んでいくことが必要だ」ということを、この委員会では言ってもよろしいという感じはします。そのために、住民はこのような役割を、行政はこういう支援を行って、それが達成できるようになって行きますという表現をひとつぐらい入れたらどうかと思います。かなり慎重な表現になっています。これでもよろしいのですが、何かお気付きの点がありましたらお願いします。

（３）のテーマが「住民と行政による協働に関する条例制定について」となっ

て、明確な項目を挙げていますね、だから非常に一般的で、「こういうもの」といったものを挙げて、その中のどれかを制定してやっていくので、その勉強をこれからしていくというのでは、若干消極的という感じを私は受けます。いかがでしょうか。

このままでもよろしいと思います。もちろん最初から勉強していって立派なものをつくっていけば、それはそれでよろしいと思います。何かございましたらどうぞ。なければこのままで通していきたいと思います。オブザーバーとしては何かございませんでしょうか。

（オブザーバー）

それでは、私の方から意見を述べさせていただきたいと思います。

非常に気になっておりましたのは、冒頭目次の中で事務局の方からもお話をしていただきましたが、せっかくこのような住民自治推進検討委員会が設置されて、6 回、7 回という形で回を重ねていくわけでございますけども、いくら良い提言ができましても、後の実行、これがどうなのか、非常にその点に重きが移っていくということもございますし、今回、「推進に向けて」ということで新たな章といいますか、そのような形の提案をさせていただき、本日ある程度ご理解をいただいたというふうに思っております。そういう中で、同様の形になりますが、パートナーシップ協定、これを住民と行政が協働のまちづくりを目指して協定を結んでいくということが 14 ページに記しておりますし、また 16 ページにつきましても、呼び方も変わるかと思いますが、パートナーシップですとか、自治基本条例でありますとか、そのようなことが 16 ページに再度謳っているところでございまして、加えて、今までの市議会というのは、私ども行政が提案をするという一方的なことだけではなくて、議会の方からもいわゆる政策をつくり、そして条例制定づくりも議会の方から提案をするという、こういう時代の要請もあるのではないかというようなことで、行政と議会、それぞれのことを 16 ページに記してあるのではないかというふうに理解をしております。

そこで、委員長の方からもありましたが、熊本市での条例化は難航しているということは私どもも承知しておりますが、私たちもやはり実行していく上で、熊本市の事例も見聞きしておりますので、そうならないように議会にも十分ご理解をいただいて、そして、その上で然るべき条例化ができればという想いで委員長からご覧いただくと一歩引いたようなものになりますが、実行をしていく上では、こういう書き方もよろしいのではないかということで、受け止め方をいたしているところです。そのようにご理解をいただければ大変ありがたいと思います。

（委員長）

はい。ありがとうございました。あと、お気づきの点はありませんでしょうか。

第１回から今日まで、目次に沿って第１章の基本理念、第２章コミュニティの現状と課題、そして、第３章住民主体の取り組みに向けて、第４章住民自治を目指す仕組みづくり、その中で、これは「民・民協働の仕組みづくり」といったものが、この中にあろうかと思います。そして、「公・民協働」を中心にした考え方で、民が社会貢献活動を行っていく場合に、行政（公）がいかなる支援をやっていけるのか、どういう手助けができるのかということ。金銭面もありますし、技術面もありますし、ルールづくりの面のお手伝いもありますし、支援できることがいくつか考えられます。そういったものを支援策として枠の中に入れていく、ということだろうと思うわけです。一応、第５回まで、皆さん方からのご意見を受けて、このような形にまとめ上げたということで、事前に配布してあったかと思います。が、途中で字句の修正等が発見されましたので、差し替えという形でお手元にあろうかと思います。急でしたので、目を通す時間が無かったかと思いますが、全体としては、皆さん方のご意見を踏まえて、まとめ上げたということでございます。

ここまでまとめ上げたものを、再度変えないということではございません。おおいに修正の余地は残っていますので、ご指摘があればどんどんお出しになってください。

（委　員）

非常に判りやすく、提言書らしくなってきたなという想いで見させていただきました。私は、前回「市民」と「住民」ということで、お尋ねをした関係上、目に付きましたので申しますが、10 ページの住民の役割の中で、やはりここは「市民」という形で謳った方がよろしいのではないかというふうに見ているのですけども。■の上から４番目に「市民は行政施策等への関心を持つこと。」ここだけが、「市民」になっていますので、このような言い回しでよろしいのでしょうかね。

（事務局）

この部分は、市民から住民に書き換えております。

（委　員）

私の方は、変わっていないのですけども・・・。

（事務局）

最初に確認しましたのが、「2 回目の資料が送ってきましたか。」ということでしたが・・・。申し訳ございません。

（委　員）

判りました。ありがとうございます。以前発言したので、少し気になりましたものですから。

それから、「まちづくり実現のための行政支援策」、これはアンケートを載せて

いますけども、これは、%に変わっていますね。非常に判りやすくなったので、よかったと感じております。以前は、人数で示してあったかと思いますが、今回は%になっていました。
（事務局）
　この点は、すべて%に統一させていただきました。
（委　員）
　非常に判りやすくなりました。
　それから、もう一点。14 ページ、以前までは「（４）パートナーシップ協定について」の 2 行目、「相互に補完し、協力しあう関係が必要です。」と、「重要」から「必要」に変わったということですが、前の資料では「関係は重要である。」というふうに文言がなっていましたが、今回は、「協力しあう関係が必要です。」と変わっていますが、「重要」でよろしいのではないかと思いましたが。以上です。
（委員長）
　網掛け部分で、「必要です。」とありますが、それには変えた理由があるのかということ。
（事務局）
　このパートナーシップ協定についての「協力しあう関係が必要です。」ということですが、確かに以前は、ここは、「協力しあう関係が重要になる。」ということで、言い切った形で示していましたが、この内容については、言葉の言い表し方で、重複している部分がありましたので「必要である。」ということと、「重要である。」ということを使い分けしているということで、ここでは、「協力しあう関係が必要です。」ということに文言の修正をしたということが正直なところでございます。
（委員長）
　あまり深い意味はないということです。ただ、イメージとしては、「重要」という言葉の持つ意味と、「必要」という言葉が持つ意味、そのイメージやインパクトに違いが出てくる。岩田委員さんの場合は、「重要」の方がインパクトが強いのではないかということで、この際は強めに出したらどうかというご意見であったかと思います。この場合は、「重要」に変えても何ら問題はないかと思います。そういたしましょうか。よろしいでしょうか。
　※了　承

それでは、ここの「必要」を「重要」に文言修正させていただきます。
　他ないでしょうか。何でも結構です。
（委　員）

推進体制につきましては、自治体の担当者の熱意というもの、創意工夫というものですか、非常に大きい部分がございます。今回、資料に目を通してくるようにとありましたときに、関係するテキストを見てみましたら、住民に立場から言えば、住民は税金を払うことによって、参政権を得たといいますか、そのような存在があるのだから、そのような視点で見れば、おのずと住民参加もできるのではないか。税金を払うことによって権利を持っているということになりますから、その視点で、今回のものに目を通していけば、おのずとお明確になっていくのではないかと思っております。その点で、今回のは、まちづくり推進に関する提言ですので、行政支援策もこの程度になると思いますが、執行権や議決権というものは、全くございませんので、今度の条例制定について、どこまで取り組めるか期待をしているところでございます。

（委員長）

はい。ありがとうございます。ただ今のことは、既存の制度に基づき運営していく仕組み等の問題が一つ、それから、地方分権の時代において、自己決定・自己責任というものを、八代市という基礎自治体のレベル、更に八代市内の単位レベルでどうするかという問題の指摘であろうかと思います。地区の原単位において自己決定・自己責任を果たしていくということになりますが、それができるような地区の設定とそのネットワーク化で、八代市全域の自己決定・自己責任を行っていく、そういう地域の住民自治の強化につながる地方分権の考え方が出てきている。ですから、納税なくして参政権なしというのは、デモクラシーの基礎となる自律的市民の役割責務ということで、ご指摘の点は、大事なことだと思います。それゆえ地域の住民の皆さん方が、納税したら、その裏返しとして地域をより良くしていくための参政権といいますか、発言権といったものも果たしていくことができる。その道筋を協働とか参加とかのシステムの中に位置付けていこうということです。それがまだ明確でないため、それを条例という形で、ひとつ作り上げていこうということです。この委員会では住民自治推進ということで、そういうことを念頭に置いて議論してきているわけです。ですから内容的には、住民の側も地域運営に一歩踏み出し、行政の方もそれを支える、或いは地域に対してきめ細かな行政を行っていくという意味では、行政も地域に一歩踏み出す、両方が一歩ずつ踏み出し合うことによって、より良い地域を作り上げていこう、そのための仕組みづくりやルールづくりだと考えられます。そのための提言をここでまとめる、つまり住民がそのような活動ができるだけやりやすいような住民自治推進強化のための提言という形で、これを出すということだと私は理解しております。一応、そういう形で、棒高跳びみたいに飛んでしまうよりは、ホップ・ステップ・ジャンプの３段飛び程度に、徐々に詰めていった方がよろしいかという感じがしております。今までの流れはうまくいっているのではないかと思いま

すが・・。他に何かありませんでしょうか。
（委　員）
　最後の「推進に向けて」というのがありますが、今提言が詳しく示されているわけですが、推進に向けて誰がどういう形で旗振りをするのか。文章化ではなく、この提言をした場合に、この推進役をどのような形で執行部の方は考えているのか。その点をはっきりしてもらえば判りやすい。果たして示したものがどのような旗振り役で持っていくのか。振り役をしてもらえるのか。その点が非常に難しいような感じがします。
（委員長）
　いかがでしょうか。私は私なりに考えを持っていますが、事務局の方で具体的なお考えが・・・。
（委　員）
　例えばですね。坂本あたりは、今のところ振興会を立ち上げて、しやすいような感じがするわけですが、役等も決まっていますので、話はしやすいような感じがするわけですが。他の地域ではどのような形で、部会中心でやっていくのか。或いは、持って行かれるのかどうか。簡単でもよいのですが、どういう仕組みで立ち上げて行くのかということを。
（事務局）
　第 4 章、12 ページですが。どういう形でということもありますが、仕組みづくりの中で、組織構成としては、小学校区単位を基本と、小学校区を基礎単位としますということで、提言をいただくことになります。ただ、その下に、「八代市においては、次のような組織構成も考えられます。」ということで、「旧小学校区による単位」ですとか、「いくつかの小学校区を束ねた単位」という形で、以前の説明の中でも、その選択については、当然、地域住民の人たちの選択のよってなりますよと。そうしてくださいとは行政がいうことではなくて、当該地域において、どういう組織構成が一番適当かということは、その地域によって判断していただくというふうなご説明を申し上げたかと思います。それでは、その組織はどのいう形があるのかということで、次の（２）の組織形態で代表的なものとして、２つ挙げておりますが、部会型と並列型ということで既存のいろんな組織を束ねた組織の作り方もあるのではないかということで、ここでは・・・。
（委　員）
　それは、判るのです。要は入っていくまでの段階です。結局誰にこれを持っていくのか。そして、執行部は各地区を廻られるのか。
（事務局）
　今後の取り扱いと申しますか、流れになろうかと思いますが、先ずこの住民自治推進検討委員会、一応、今年いっぱいで提言書を取りまとめていただくという

ことで、第4回地域審議会、一応12月に予定しておりますが、そこに最終的にこの委員会からの提案ということで、地域審議会にお諮りしていただきます。そして確認をいただきましたら、市に対して、いわゆる市長に住民からの提言ということで、提言していただくという形になろうかと思います。これは以前からお話している流れだと思います。この提言を受けまして、では行政はどうしていくかということになるのですが、当然いろんな支援策とか方法がございますので、それについて行政の中でもこれから検討をしていかなければなりません。それと、権限的なことも以前あったかと思いますが、地域にどういったものを下ろしていくのか、そういうことも当然、行政側も検討していかなければならないということです。ですから先ずは、この提言を第1歩として、行政の方がそれを受けて、地域に対してどういう権限、支援策があるのか、地域が独自のいろんな活動を行った場合、行政はどういう対応を取らなくてはいけないのか、いろんなことを内部で検討する必要があります。それが、一応、19 年度に実働に向けての推進体制といいますか、その計画づくりを内部で行うことで考えております。その計画が出ますと、いわゆるその提言と行政側からの計画を含めて、当然、住民の方々に説明を行うと。説明を行って、ご理解をいただけますと、そのような体制に持って行きますよということで、それぞれの地域で組織づくりを行っていただくという流れになってくるかと思っております。ですから、組織のあり方というのは、先ほどありましたように部会型であったり、並列型であったりとありますし、先ほど委員さんからもありましたように、坂本の場合は、振興会というのがあるとおっしゃいましたが、小学校原則論からすれば、八竜小学校しかないと。しかし、坂本地区では旧小学校区での単位でされるとか、地域による選択になってこようかと思います。ですから、先ずは、今年度中にこの提言書をいただいて、行政は来年度に、これについての実施計画を作っていきたいと、当然、その計画に基づいて、住民の方々にお知らせをして、実行していくという形になろうかと思います。当然、一度に全地区で行うことは無理がありますので、例えば、その地域に応じて、まちづくり活動をやられているところであるとかの、いくつかのモデル地区を作りまして、当然、その地区にもご理解をいただかないといけないので、「モデル地区として、立ち上げてください。」ということ。それに合わせて、住民説明会を行っていって、それぞれの地域で組織づくりのための準備会を立ち上げ、それから実働に向けて推進していただくということです。しかし、これにはかなりの時間を有するのではないかと思っておりますが、ただ、あまり長い期間を置くわけには行きませんので、やはり遅くても3年前後ぐらいで、全地域が動けるような形になっていければというふうに考えております。

（委　員）

小さい自治会的にですね、コミュニティを作りながら、やっていければという

感じがするのですが、もっと大きく向かっていけば、難しくなるのではないかと思うわけです。そのあたりに、先ほどから言うように旗振り役が必要になってくるのではないかと思うわけです。ひとつの、地域振興会を作れば良いところも見えてきますので、それが、結局組織が大きくなれば立ち上げも難しくなるのではないかという気持ちがありますので、一応、推進に向けて執行部の・・・、どういう意見が成り立っているのかということを知った上で、推進に向けての話し合いをしなければ、なかなか難しいような感じがするわけです。

（事務局）

確かに提言を受けた後、どういった形で推進していくのかということが一番心配があろうかと思います。最後の「推進に向けて」というところに関しましても、当然、検討委員会で提言書の（案）を作っていただいて、地域審議会で意見をもらって、そして、「推進に向けて」の中身についても、皆さんと議論して、最終的にこの文言もまとめていくとですので。ただ提言書を受けて、行政がそれを検討して、いろんなパターンが考えられるかと思われますが、その点を踏まえて、どういった感じで進めていくのかということも今後、議論していかなければならないと考えております。

（委員長）

よろしいでしょうか。何となく奥歯に物が挟まった感じがしてすっきりしないのですが、こういうことではないでしょうか。

今まで、推進に向けての前段階まで、こういう形にまとめました。まとめた内容について、恐らく第3回の各地区の地域審議会に提案してご意見を頂戴して、地域審議会の意見も踏まえた上で、この委員会では、住民自治推進に当たっては、このように進めていったらどうだ、ということを議論していただき、それに基づいて文書化をしていくという形。そして、第4回の地域審議会で、検討委員会ではこのように考えていますという提案をする。地域審議会では、この点の修正・追加をしてもらいたいというがあれば、意見を出してもらって、もう一度この検討委員会で検討する、そして地域審議会では、このような意見があったけども、この検討委員会では、それをどう盛り込んでいくかという議論をして、まとめた結果を提言書という形で、答申するということだと思っております。

それと、もう一つ、ここでの流れはそのようになりますけども、ご心配されることはよく判ります。委員さんがおっしゃったことは、旗振り役という、地区ごとにリーダーシップを発揮するような人を置いて、どの範囲のことをどのように進めていくかの具体的な姿が見えないから心配だと。だから、それをこれから先の議論の中で、もう少し具体的に詰めていかないといけない。これまでは、旧市町村単位の地域審議会において、議論をされるわけですが、地域の自治活動をされてきた体制なり仕組みがそれぞれ違うわけです。旧市町村単位で違うものです

から、この委員会では、各地区で自治活動を行っていく場合の、共通基盤となる点を大枠として示しておく、そのパターンも例えば、並列型を取るとか、そうではなくて、部会型をとるとか、そういう形。或いは、小学校区単位にするのか、或いは地域の集落と集落が離れている場合には、どういうやり方をするのかを考えておく。それから行政の支援でも自治活動に対する、例えば財政的な支援であれば、地域住民一人当たりいくらで計算するのかというケースと、地域の面積割で助成の仕方をするのか、若しくは、両方ミックスした形でやっていくのか、そういう基本的な助成策の考え方もこれから詰めていかなければならないだろうと思います。

それから、自治活動を各地区で行っていく場合、各地区の行う自治活動の内容がすべて同じとは限らないわけです。その地区の特徴的な自治活動をどんどん発展的に伸ばしていけばよい、という形になれば全く同じではない。ただ共通的に基本的な自治活動としては、どの地区もこれとこれは、大体同じだと、それ以外は、その地域の特性に見合った自治活動をどんどん伸ばしていってもらえばよろしいと。ですから地域ごとでの基本ラインについては、行政はある一定の支援計画の中に取り込めるけれども、各地区の特徴的な活動は、その地域の組織において、「うちの地区では、こういう歴史的・伝統的な特徴があるから、これを活かして、こういう活動をやっていこう」となるわけで、支援の仕方がむつかしい。ということは、その地区、地区で考えて、計画を立案し、実行していただく以外ない、自治活動とはそのようなものであろうと思っております。ですから、基本レベルで取り組む線、地区の特徴に応じて、取り組んでいく線、こういう 2 本の線で進めて行かざるを得ないという感じがしております。ですから、行政側が支援していく場合、自治活動に対して、どういう行政体制を整備し、行政計画を策定されて、どのレベルまでだったら、全地域にわたる自治活動として計画の中に盛り込むのか、ということになります。各地区の特徴は各地区でやってももらわないと困るわけですから、そこまで行政が手を出したら自治活動とは言わないですね。「行政におんぶされ抱っこされた活動」ということになってしましますので、それはここでは意図しておりません。住民自治を伸ばしていくことを前提に進めてきていますから、最終的には地域の特徴に沿った形での自治活動を発展させていく、そのためには何が必要で、どのように進めていくか、ということも出していかなければならない。そういうわけで、地域審議会ごとに地区の特徴的内容は決めてもらい、この検討委員会でやるのは基本的なことに留めて、この先は各地域において、特徴を活かした自治活動の展開というものを実施計画の中で作っていただき、それに基づいて、実施、実践されていかれることになろうかと思います。そういう感じですね。そうしますと、大体の姿が見えてくるのではないかと思います。ただそのときに、ご心配のとおりに「旗振り役」をどういう方法

で選び出すか、だれがどのように要請するか、どのように旗を振っていただくのかということだと思います。行政とのつなぎ役に長けた人が旗振り役となるのか、地域の住民自治活動に熱心な人であるとか、または、地域の目標達成に向け、住民をまとめてひとつの方向に仕向けていく力を持つ人がよいとか、などなど、地区ごとに人材を発掘し決めていただく。旗振り役は地区で選んでいただいた方が良いのではないかと思います。最終的にはですね。そのためには、こんな人、あんな人、こういう能力のある人というように、旗振り役のパターンを想定しておく。この前の段階でも一度お示したわけでございますから、そういったものを参考にしながら定めていけばよろしいかと思います。

ただ、地域で取り組める範囲と取り組めない範囲、あるいは地域の状況、状況に差異が出てまいりますので、それは地域の実勢計画、行政で言うと、実施計画になりますが、地域における社会貢献のための自治活動実践計画という形になりましょうか、そういったものを作って進めていく。やはり地域住民の自治活動は、年次計画を立ててやっていく必要があると思います。今までは、昔の慣習に沿って、神社の祭りがあるので、ここで何をしようとか、小学校の運動会があるので地区のスポーツレクレーションに、あるいは生涯学習の一環に結び付けようと言う具合に、いろいろ出てこようかと思います。それは地域で立案していただくと。自分たちで計画立案すれば、それを自分たちで実践して達成しようという責任感も出てきますし、人任せにしない自治活動といったものが実って行くのではなかろうかと思います。地域、地域において、おそらく特徴は出てこようかと思います。多分、面白い地域における自治活動の展開といったものが八代市の場合は、見えてくるのではないか。旧八代地域の場合と平坦部の地域の場合と坂本、東陽、泉という中山間地域の場合ですね、これは、日本の縮図的な特徴を抱え込んでいるわけですから、面白い自治活動がそれぞれの地区で特徴を発揮して展開されていくのではないか、それは地域の人々の知恵の発揮のしどころというふうに私は思います。

こういう流れとして受け止めることに対して、何か事務局の方ではありますか。

（事務局）

先ほど、この提言を受けて、実施計画を行政の方で作るということになるということで、先ほど、旗振り役をということでしたが、当然地域と一緒にやらないといけないわけですけども、それは後の組織の話になるのですけども、当然そういったものを進めるためには、推進する体制を当然行政の中でも作って行かなければならないだろうと。ですから、この提言があって、行政が受けてどういう、例えば内部の組織を考えるとか、どういった支援ができるのか、当然その中で考えていかなければならないと思います。ですから今ここで、どういう組織で、ど

うなりますということを、今の時点では申し上げようもないのですが、当然、この提言が行政に示されますと、市はそれなりの対応をすると。その中でいろんな組織の問題であったり、この4章の後の方に出てきます支援の問題が、具体的にどういうものができるのかいうことを内部で詰めていくということになります。その時点で皆さんの方に、こういう組織の考え方、どういう支援ができる、当然、人的な支援も入っていかないと非常に難しい。一度に皆さんだけで立ち上げてくださいというのは難しいのかなと。例えは、以前福岡市とか、宗像市のビデオがありましたけども当然、その中の立ち上げの段階では、それぞれの地域に行政が入っていって、当然その組織を立ち上げるための支援を実際やっているという事例もありますので、当然、八代市もそれなりのことを考えなければならないと。これができたから「後はどうぞ、後はご自由に自分たちで立ち上げてください。」ということはあり得ないというふうに思っております。

（委員長）

他、中間報告についてありませんでしょうか。

（委　員）

お尋ねですけど。ボランティアの推進には地域通貨というものがあります。有償ボランティアです。人の労働の価値を金に換算するということでフェードワークに換えようということがありまして、現在は、金の価値よりも、価値のある仕事をしろと言われておりますけども、この自治組織の中に、そのような体制はどのように位置づけられますでしょうか。

（委員長）

この点につきましては、事務局の方ではあまり考えてないようですね。正直に言えば。

熊本県内でもあちこちで地域通貨をやっていますけども、一番発達しているのが、この先の水俣市です。水俣の企画課にいる方は地域通貨の専門家です。県立大学の総合管理学部の卒業生で、地域通貨問題については大変詳しい。地域通貨のプロでございますし、この近くでもございますので、考え方、仕組み、実践の手法、地域通貨への住民の導き出し方まで詳しく説明をしてくれますし、大変、判りやすく説明してもらえます。是非、ご活用いただければと思います。せっかく近場の自治体にいる職員ですので、住民と職員と一緒にした出前講座的な形でお願いをして勉強をするということも役に立つかなと思います。

地域通貨にはいろいろなやり方があります。ですからコミュニティの、どの範囲で、一定のやりとりをさせるのか、価値単位をどう表現させるのかということを自分たちで決めて通貨とし、それを一定地域でグルグルまわしていくということなのです。ですから地域経済の活性化にどう結びつくかとか、地域住民同士の円滑な人間関係をどう発展させていくのかということまで踏えた地域通貨の捉

え方をしていく必要があると思います。

一度「地域通貨」活動が軌道に乗れば、それは自治活動とストレートに結びついて、もっと進めていきたいという気になるそうです。成功している地域は、地域通貨を止めるような風潮は生じないようです。また新しいものを見つけ出しては、ある一定の価値を埋め込んで、こんな通貨単位でやっていきましょうという。それを自治活動に結びつけて行くということでございます。

それから、もう一つ委員がおっしゃったことで、思い起こしていたのですが、三重県の藤原町というところと、静岡県の掛川市というところは、住民によって、散歩道を自分たちで舗装したり、堆肥化工場を作って、草や小枝を集めて堆肥化する。有機農業が盛んであるため、それを肥料として売り、その利益で税金を使わずに、翌年の事業をやってしまう、という活動の展開がみられます。採算が取れて、働く人は時給いくらでお金も貰って、そして税金は使わないで自分たちで事業を行っていくという自治活動、あるいは道路の補修をやったり、公民館の修理を行ったり、ゲートボール会場の整備を行ったりして、税金に頼らないで、自分たちで稼ぎだしていくという自治活動、大いに参考になると思います。

実を言うと、あまりここでは言いたくないのですが、行政は、市民が納めた税金を使うことばかり考えている、そうではなくて、行政でも金を稼ぐことを考えてほしいわけです。今までは使うことばかりしか考えていなかったのが、自ら稼いでみて、初めて使う時の金の価値が判るということなのです。民業圧迫にならない範囲で起業し、どれだけ利益を上げられるかという計画書を職員の中から考えて出してもらう。そして、出してもらったものを実行してみろということで実行させ、収益が上がったら、その収益の何%かを市の財政に入れていくというやり方ですね。市の職員でも民間企業を圧迫しない領域の経済活動は、自分たちの知恵で掘り起こして、行ってもよろしいわけです。これは、公務員市民による自治活動なのですね。公務員は市民が納めた税金を政策実行のために金を使うだけの人、そういうのは時代遅れの公務員である。これからの公務員は自分たちで稼いで、稼ぐから金の価値が判る人であり、どのように効率的にお金を使って、仕事をしなければいけないということも判る人でなければならない。こういうことが自治活動に繋がるということなのです。それが判れば一般市民も自分たちもそういうことをやるという形に向かっていく。これがどんな行政改革よりも優れた行政改革になっていくのです。行政のスリム化はそういう形で自ら掘り起こして、やっていかないとできない。行政が市民のためにではなくて、行政が行政のために仕事を創り出していくというパーキンソンの法則では、行政のスリム化は進まず、無駄が生じ非効率化が進む。そういったものを排除していくためには、行政は使うだけではなくて、稼ぐことに汗を流してくださいということがひとつの課題として出てくるでしょう。これが、地域の自治活動とかなり繋がってくる

という捉え方です。これもやはり考えてもらいたいと思います。

この中間報告（案）については、意見が出尽くしたようでございまして、最後の 18 ページに参考資料として「用語解説」が出ております。大体こういう形となります。問題として残りましたのは「住民」という用語です。これを定義づけするのは大変むつかしい。住民の役割・責任を地方自治法上に規定されている意味合いで言うのか。それにプラスして、八代市独自の意味合いを付け加えておくのか、という問題があります。若干、地方自治法上の住民の規定、プラス八代市の独自性を配慮して、でしょうか、この自治活動を行っていく住民の意味合いをこのようにしますという形で、八代市に在住、在勤、在学する個人とする、これは判ります。それから、市民活動団体（ＮＰＯ法人を含む）や法人で働く人は、八代市に在住しない人も当然いますが、その組織の一員となって活動しているのです。だから、その人たちも一応「住民」に入れるという、八代市の独自の考え方です。自治会や企業という形の団体も住民という範ちゅうで、ここでは捉えていくという意味づけをしておくということでございます。

ですから、基本は地方自治法上の住民を基礎において、それに、自治活動を行っていくための、プラスアルファ的な意味合いを付けてあるということで、理解してよろしいかと思います。若干、前回の議論の対象となったところでもありますが、そういうコメントを付けさせていただきました。

後はよろしいでしょうか。

今日は、いろいろのご意見を賜りました。若干、修正をしたり、更に気がついて文章表現を手直しした方がよいと思われるところがありましたら、その点もご指摘いただいて、その内容を事務局の方に届けていただき、委員長、副委員長、事務局で一緒に知恵を出しあい修正していきたいと思います。お任せいただければと思います。いかがでしょうか。修正事項につきましては。

※了　承

では、そのようにさせていただきます。

そういうことで、いくつか提言書の文章のゴロも若干気になる点があるものですから、その点にも気を配りながら、本日のご意見を含めた上で、通りが良いような形にしていきたいと考えます。大枠は殆ど変わりません。ただ表現をこのようにした方がよいのではないか思われるところを軽い修正という形でさせていただきます。

それでは、他何かないでしょうか。事務局で予定されていることはありますでしょうか。次回の開催についてお願いします。

（事務局）

お疲れ様です。

それでは、次回の開催についてでございますけども、次回の開催につきましては、9 月下旬から 10 月にかけて開催されます第 3 回地域審議会での意見を踏まえての開催ということになりますので、10 月中旬以降に開催したいと考えております。日程等については、決定次第、お知らせをしたいと思います。

そこで、本日出ましたご意見を基に、修正を行いまして、調整をし、皆さんに資料を送付させていただきます。その後、9 月中には、前回実施しましたように、事務局が各委員さんのところに出向きまして、説明申し上げ、実際は支所にお集まりいただくと思いますが、その点も含めて日時、場所については、後日連絡をしたいと考えております。

また、第 3 回の地域審議会におきましては、それぞれ委員さんの方から提案をしていただきたいと考えております。その提案の仕方、方法についてもご相談申し上げまして、進めていきたいと考えております。次回は、10 月中旬以降の開催ということで宜しくお願いします。以上です。

（委員長）

それでは、事務局からお話があったとおり、次回は 10 月中旬以降を予定するということを承りました。それまでに、修正したところは郵送して確認をしていただくということで、取りまとめをさせていただきたいと思います。

第 3 回地域審議会でも、中間報告の指摘があろうかと思いますが、指摘された意見に基づいて、修正する余地があれば修正してまとめるということにしていきたいと思います。

それでは、本日は足元の大変悪い中、ご参集いただきましてありがとうございました。これで、終了させていただきます。